

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成30年度 第3回入間市文化財保護審議委員会
開 催 日 時	平成31年3月13日(水) 午後1時00分開会・午後4時00分閉会
開 催 場 所	入間市博物館 会議室
議 長 氏 名	枝窪 邦茂
出席委員(者)氏名	枝窪 邦茂 鹿島 英明 柳澤 かほる 梅津 久昭 染井 佳夫 吉田 茂雄 宇田川 淳一 荒牧 澄多 小峰 孝男
欠席委員(者)氏名	林 宏一
説明者の職氏名	博物館副主幹 大久保 卓
会 議 次 第	(現地視察は非公開・会議は公開) 1 開 会 2 挨 拶 3 指定文化財候補等の現地視察 4 議 題 (1) 新規指定文化財の候補について (2) その他 5 その他 6 閉 会
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	資料1：新規指定文化財候補一覧
事務局職員 職 氏 名	・博物館館長 西勝 啓祐 ・博物館副館長 石川 勝己 ・同副主幹 大久保 卓 ・同主任 長谷川 奈美 ・同主任 齊藤 祐司 ・同主事補 石井 美波
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過) ・決定事項	
議 題	4 議 題 (1) 新規指定文化財の候補について (2) その他
決 定 事 項	4 議 題 (1) 新規指定文化財の候補について 指定候補の文化財について現地視察を行った。視察の結果と再調査などを踏まえ、次回の審議会において指定に向けた審議を行うこととなった。

会 議 録 (3)

発言者	発言内容
枝窪委員長	<p>4 議 題 (1) 新規指定文化財の候補について 議題へ入ります。本日の出席委員は9名、欠席1名で入間市文化財保護条例施行規則第3条第2項の規定に基づき会議は成立しておりますのでご報告いたします。では、今回の議題について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の視察を行った文化財について、まずはご感想をお願いします。次回以降の進め方の参考にさせていただきます。なお、全て貴重な文化財ではありますが、指定した場合の予算等もありますので、そういったことも考えながら指定の方向性を考えて行きたいと思えます。</p>
枝窪委員長 鹿島副委員長	<p>では、順にご感想をお願いします。 出雲祝神社本殿は、以前も視察をしましたが今回改めて見ると、上部と下部で年代が違うかはっきりしない箇所があるとわかりました。棟札を調べるなどして、年代が分かれば良いと感じました。石川洋行事務所と蔵は、実際に住んでいる建物でもあるので所有者の意見が一番大事だと思います。石川組製糸関連の文書、資料については、西洋館と国指定に向けての材料にしてはどうでしょうか。</p>
枝窪委員長	<p>出雲祝神社の縁起は古いですが、本殿は江戸後期ごろの建築と考えられます。棟札がたくさん残っているとのことだったので、どの棟札が当てはまるか調査が必要だと思います。石川洋行事務所と蔵は資料的価値があると思います。石川組の工場のこと断片的にでもわかる資料がなくなっているの、貴重であると感じました。文書は、芳名帳も石川忠雄家文書も石川家のものとして全体で考えるのがよいと考えます。</p>
柳澤委員	<p>出雲祝神社本殿は実際に見て彫りのすごさや組み方の念入りさを感じました。古い物であるのならば大切にしていきたいですが、今すぐに壊れる危険性はないと思いました。石川家の蔵は素晴らしいもので驚きました。長く残していけたらいいと思います。ただ、現在も所有者が使用しています。指定文化財になっても使用していくことは可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>使用方法によっては、消防法等の遵守が必要となります。指定文化財になることによって、消防法の特例が認められる部分もあります。</p>
柳澤委員	<p>現状で壊れている部分もありますが、指定文化財になった際、どのように保存等の対応をしていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>所有者が修理する場合に補助金を出して、支援することになります。ただ、他の補助事業との兼ね合いもでてきます。</p>
柳澤委員	<p>蔵はきちんとして残して大事にしていかなければならないと思います。石川家の資料に関してはいつからいつまでの文書群として一つにまとめるとういのではないかと感じました。</p>

会 議 録 (4)

発言者	発言内容
梅津委員	<p>出雲祝神社本殿は以前に視察した時に当時の委員に詳しく説明していただき、指定になってもいいと思います。ただ、前回の推薦で指定にしないこととなってから、新しい発見がないのに指定するのともうなのかと思えます。石川洋行事務所と蔵、石川家の文書資料は今回見て驚きました。一気に指定して守り、これらの歴史遺産を街づくりのために活かしていけたらよいと思います。ただ、指定するとなると覚悟が要ります。旧黒須銀行もようやく修繕や活用について動き出している中で、蔵も修繕するとなると、かえって保存の進みが遅くなる可能性もあります。しかし、指定を見送って蔵や事務所がなくなってしまっただけではいけません。もう少し議論したいところだと思います。</p>
染井委員	<p>出雲祝神社本殿は彫刻はすごいですが、三段階くらい年代があるのかなと思えました。指定については年代等を含めてもう少し調べてからが良いと思います。石川洋行の事務所と蔵については、指定にすることで中途半端な修繕ができなくなるのが所有者にとっては負担になるかと思えます。指定のメリット、デメリットを所有者に伝えた上で検討していただきたいと思えます。石川家の建物や文書資料の所有者の方々も高齢化しています。代替わりすると大事にされなくなる恐れがあります。そういう意味では緊急性があり、今の所有者のうちに指定したいと思えます。下の世代に価値を理解してもらえていないという不安もあります。所有者に価値を理解してもらい、指定していければと思います。</p>
宇田川委員	<p>私は地理を勉強してきましたが、宮寺の細い道には入ったことがなかったので、今回初めて入り、加治丘陵の麓とは違い、所沢の糶谷や三ヶ島と似た空気感を感じました。出雲祝神社本殿は仏教建築と違い、特色のあるものと感じました。三ヶ島など近隣の地域にも触れて説明ができると思います。石川洋行の事務所、蔵は所有者の意向が重要と考えます。</p>
吉田委員	<p>出雲祝神社の本殿は素人目に見てもいいなと思えました。ほかの神社のものとは比べて大きく、つくりも特徴的になっているように見えます。大きさだけでも価値があるので指定にしてよいと思えます。年代はだいたいでわかればよいのではないのでしょうか。繭蔵は傷みの程度から修理の必要があり、指定に向けてはかなりの覚悟が必要だといえます。また、板戸に関しては書いた人や内容が分かるようにしていただきたいです。芳名帳は比較的新しい時代に石川家を訪れた人の資料であるので、石川組製糸という会社と一緒にしていいのかという疑問があります。石川組第五工場のことをもっと研究した方がいいと思えます。</p>
荒牧委員	<p>出雲祝神社本殿は木鼻等の彫刻は江戸中期まで遡るものと見られますが、身舎は新しいように考えています。組物が多く禅宗様で、寺院建築を思わせる造りが特徴的です。年代は引き続き調査する必要があります。大</p>

会 議 録 (5)

発言者	発言内容
<p>小峰委員</p> <p>枝窪委員長 事務局</p>	<p>きさだけで指定するか、年代調査をして新たな発見があつてから指定とするか、指定はせずに大事にしてくださいとお願いするだけにするかは、考え次第だと思います。石川洋行事務所は近代和風建築として素晴らしいと思います。埼玉県のと風建築調査でどのような評価がされたのか、参考になります。ただ、年代としては新しいので指定にするのは疑問があります。できればまずは国登録文化財として他の建物と合わせてまとめて保存活用するのがいいと思います。蔵は2階に下屋が付いており、しかも出桁造になっている町屋風であるところに特徴があります。板戸は建物についているものなので単独の指定ではなく事務所の付指定とするのが望ましいです。国登録文化財の西洋館は、まず県指定文化財とすることを目指し、市指定にするのがいいと思います。市が維持管理費をもつことに変わりはないと思うので、登録より指定にすべきと思います。石川組製糸関連の資料については、リスト化ができれば新しい時代のものも含めて「石川組関連文書」として一括で指定するのがいいと思います。</p> <p>出雲祝神社本殿は棟札などから年代特定の調査が必要だと考えます。3階建ての蔵はあまり類例のない建物です。事務所も立派な建築ですので、保存できるような環境にするべきと思います。文書群については所有者が分散していますが、リストを整備して一括で指定すべきだと思います。</p> <p>以上、各委員から感想をいただきましたので、事務局からお願いします。</p> <p>次回以降の会議で指定の方向を決めたいと思います。事務局としての考えですが、出雲祝神社本殿については、年代が不明なこともあり、すぐに調査をして判明した上で指定とするのがいいと思います。また、図面調査がされていないため、寸法が一切わからない状況ですので、そこも課題です。石川洋行事務所と蔵については、まず所有者に指定や登録のメリット・デメリットを話し、意向が具体的にになれば進めていきたいと考えます。文書については、所有者が複数名にわたっているので、散逸を防ぐことや研究や活用を進めるために、保管場所を博物館にまとめるよう寄託や寄贈していただくのが望ましいと思います。今後、各委員には再調査への協力をお願いすることもありますがよろしくお願いします。</p> <p>次回会議については年度明けの早い時期に予定させていただきます。</p>
<p>事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>議 長 の 署 名 _____</p> <p>議長が指名した者の署名 _____</p>	